

2019年11月6日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 **十六銀行**

取締役頭取 村瀬 幸雄

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2019年11月6日開催の当行取締役会において、第245期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申しあげます。

敬具

記

当行定款の規定に基づき、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき35円

2. 効力発生日ならびに支払開始日 2019年12月10日(火)

以上

中間配当金のお支払いにつきまして

- 全ての株主さまへ「第245期中間配当金計算書」を12月9日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。
- 口座振込をご指定の株主さまには、12月10日付にてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
- 口座振込のご指定のない株主さまには、「第245期中間配当金領収証」を12月9日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。
- 当行株式に関するお問い合わせ先

株式会社 十六銀行 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 連絡先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)
--